

事 務 連 絡
令和 6 年 8 月 16 日

各都道府県消防防災主管部（局） 御中

消防庁救急企画室

エムボックスに関する情報提供について

令和 6 年 8 月 14 日（日本時間 8 月 15 日）、エムボックス（令和 5 年 5 月 26 日に「サル痘」から「エムボックス」に感染症法上の名称が変更されたもの）について、世界保健機構（WHO）が「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態（PHEIC）」に該当すると宣言しました。これまで我が国においては、令和 4 年に国内 1 例目の感染者が報告されており、令和 5 年以降も感染者が発生している状況です。今般のヒトの感染事例については、アフリカ大陸のコンゴ民主共和国やその周辺国において感染が拡大している状況であり、我が国における輸入例等の発生に注意する必要があります。

これを踏まえ、本日、政府において、「エムボックスに関する関係省庁対策会議」が開催されました。

エムボックスは我が国では「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成 10 年法律第 114 号）（以下「感染症法」という。）で 4 類感染症に指定されており、感染症法に基づく入院勧告等の措置が適用されません。

つきましては、貴部（局）においては、下記参考に記載のホームページ等で最新の情報等を適宜御確認いただくなど、当該感染症の動向に留意しつつ、エムボックスの感染が疑われる傷病者を救急搬送する場合の感染防止対策（「救急隊の感染防止対策マニュアル（Ver. 2.0）」の一部改訂について」（令和 4 年 2 月 17 日付け消防庁救急企画室事務連絡）の別添資料「救急隊の感染防止対策マニュアル（Ver. 2.1）」参照）の内容を改めて御確認いただくとともに、貴都道府県内市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対して、この旨、情報提供されますようお願いいたします。

（参考）

- エムポックスに関する関係省庁対策会議（第1回）資料（内閣官房ウェブサイト）
https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/mpox/taisaku_kaigi/dail/gijishidail.pdf
- 「エムポックスに関する情報提供及び協力依頼について」（令和5年12月26日付け最終改正厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課事務連絡）
<https://www.mhlw.go.jp/content/001184502.pdf>
- 国立感染症研究所・国立国際医療研究センター国際感染症センター（DCC）
「エムポックス患者とエムポックス疑い例への感染予防策」
<https://www.niid.go.jp/niid/ja/monkeypox-m/2595-cfeir/11196-monkeypox-01.html>
- 厚生労働省ウェブサイト：エムポックスについて
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou19/monkeypox_00001.html

【問合せ先】

連絡先 消防庁救急企画室

担 当 金子補佐、日高係長、田中事務官、後藤事務官

TEL：03-5253-7529

FAX：03-5253-7532

E-mail：kyukyuanzen@soumu.go.jp